

令和 2 年度事業計画

1 基本方針

当センターは、高齢者の生きがいの充実、福祉の増進並びに社会参加の推進を図り、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的に各種事業を実施してまいりました。

令和元年度については、高齢化が急速に進む中で、前年度に比べ会員数も増加したことにより、生きがいを持って働けるよう就業機会の確保が重要となり、就業にあたっては、より一層の安全で適正な対応が求められました。

就業機会の確保と提供においては、前年度に引き続き、当センターの事業について広く理解を求めるとともに、(公社)神奈川県シルバー人材センター連合会の拠点として、労働者派遣事業を積極的に進め、派遣による就業の拡大を図り、有料職業紹介事業についても着実に実施してまいりました。

さらに、郵便はがきを利用した「会員及び仕事の募集」広告事業のほか情報発信のツールである当センターのPRビデオの全面改定を行うなど令和元年度に位置付けた項目について実施してまいりました。

また、高齢者の社会参加に向けた支援を行うため、セカンドライフのプラットフォーム事業を市から受託し、市と連携し、事業内容の検証、改善を図りながら継続して実施してきました。

自転車・自動車駐車場施設の指定管理事業においては、市と連携して、利用者が安全に安心して利用できるような確かつ効率的な施設の管理運営を推進しました。

このような状況の中で、令和2年度は、令和元年度の取り組みを充実するとともに、平成29年度から令和3年度までの5か年を期間とする中期事業計画に位置付けられた各項目の目標を達成するため、令和2年度の具体的活動を確実に実施することとします。

特に、セカンドライフのプラットフォーム事業及び生きがい就労事業については、茅ヶ崎市の財政状況から令和2年度は予算措置がされない状況です。また、本事業に連携し、当センターが実施している生きがい就労事業の補助金も大幅に削減さ

れる予定となっています。茅ヶ崎市も本事業の必要性を認識し、当センターが実施主体となる継続を求め、事業協力という形での連携を申し出ており、当センターとしても事業の拡大につながり有益と考え、生きがい就労事業と生涯現役応援窓口事業を統合した当センターの事業として取り組んでまいります。

また、自転車・自動車駐車場施設の指定管理事業においては、平成28年度から令和元年度までの4か年度の実績を基に、令和2年度から令和5年度までについても、茅ヶ崎市から指定管理者として指定を受ける予定です。地域の高齢者の生きがい就業の場を確保・提供し、対面方式によるきめ細やかなサービスと効率的な管理運営を実施することとします。

公益法人としての責務を果たすことを目的とし、公益目的事業の推進を通じて、地域社会への貢献について取り組むとともに、最小の経費で最大の効果が得られるよう効率的な運営を目指し、会員及び役職員一丸となって、地域に根ざした身近なセンターを目指してまいります。

2 事業計画

中期事業計画（平成29年度～令和3年度）の(1)就業機会の拡大・提供から(8)財政基盤の確立までの8項目についての総括目標を達成するため、各種事業を行うこととする。

(1) 就業機会の拡大・提供

就労を希望する高齢者の方がますます増加することや、雇用の人材不足が予想される中で、センター事業の必要性が依然として続いている。従来からの広報媒体の活用や企業などへの訪問に加えて、会員、職員が受注先の開拓や拡大を図ることにより、会員の就業機会の確保に努める。また、当センターで行える自主事業の実施に向けて具体的に取り組んでいく。

さらに、当センターホームページやPRビデオにより効果的に必要な情報を提供できるよう活用していくほか、会員にとって希望に沿った就業となるよう的確なマッチングに努めるとともに、顧客ニーズに対応するため会員情報を充実させていく。

(2) 会員確保の促進

平成30年4月から第2次会員100万人達成計画がスタートしたことに伴い、当センターにおいても（公社）神奈川県シルバー人材センター連合会と連携し、会員の増加及び退会会員の抑制等、継続して取り組んでいく。

令和元年度は、入会説明会の改善や茅ヶ崎市の生涯現役応援窓口などによるセンターへの加入促進に努めましたが会員数は昨年度に比べほぼ同数となる見込みです。併せて、本年度は、入会手続きの更なる改善について検討を進め、会員確保に向けた取組を推進していく。

(3) 安全・適正就業の徹底

就業にあたっては、安全かつ適正な就業を第一に行うこととしており、安全・適正就業作業ガイドラインや労働基準法の順守、巡回指導など、事故件数を常に「0」にすることを目標とし、継続した取組を行っていく。また、業務ごとに具体的な就業マニュアルの整備を行い、これに沿った作業手順の標準化を徹底していく。

(4) 技能及び質の向上

お客様の満足度を向上させるため、会員の就業に対する理解と仕事の質・効率性を確保するとともに、人材の育成のため、必要な講習会等を実施する。

(5) 会員相互の連携

会員相互の交流と生きがいつくりの推進に向け、同好会の位置づけや活動の周知を行い、会員の親睦を図ることができるよう福利厚生事業の実施に向け引き続き検討する。

(6) 社会参加活動の推進

就業機会の提供と同時にボランティア活動をはじめとする社会活動を通じて、地域社会との結びつきを得ることができる機会の確保・提供に努める。また、センターにおける社会参加活動を促進するために、どのような体制を図っていけば効果的に推進できるかを掘り下げて、課題等も整理していく。

さらに、現在実施している中央公園清掃日程の追加など社会参加活動の拡大についてもその実施に向け取り組みを進めていく。

(7) 組織の活性化、強化及び改善

公益法人として定款に定められた目的を達成するため、労働者派遣事業などの業務の増加、適正就業、リスク管理、公益事業者としての管理など複雑化するセンター業務を効率的に実施できるよう、また、国の働き方改革の法施行に伴う適切な対応を行う。本年度は、労働安全衛生法に基づく衛生委員会またはこれに代わる委員会の設置並びに社会状況の変化に対応するため事務局の組織改正を行う。さらに、当センター設立30周年の記念事業を実施する。

また、当センターの運営等のため会員からの意見聴取のシステムの構築を図るとともに会員の就労などの相談に対応するため相談窓口を設置する。

(8) 財政基盤の確立

公益社団法人として、定款に定める事業の計画的な執行の促進に向け、財務諸表情報の開示や事務費比率、会費のあり方、新たな収入の確保等について継続的に検討し、収入の安定を図りながら収支バランスを考慮した効率的な運営を行う。

また、指定管理施設においては、環境に配慮した設備の検討を行い、利用者の安全性、利便性の向上を図るとともに収益の向上にも努める。